別記様式（第９条関係）

［略］

備考

１～11　［略］

12　「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物（法第２条第２項第２号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる項目について記載すること。

(1)～(5)　［略］

(6)　11に掲げる項目（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）

13～22　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式（第９条関係）

［同上］

備考

１～11　［同上］

12　「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物（法第２条第２項第２号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる項目について記載すること。

(1)～(5)　［同上］

(6)　12に掲げる項目（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）

13～22　［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日から令和七年六月三十日までの間に、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第十六号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第八条の二第一項、第十九条の四第一項第三号、第十九条の二十二第一項、第十九条の二十四第一項、第十九条の二十五第一項、第十九条の三十五の三、第十九条の三十六及び第三十九条の五並びに船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二条第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途）	（法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途）
第十一条の五　法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用するタンカーとする。	**第十一条の五**　法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用するタンカーとする。
（燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶）	（燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶）
第十二条の十七の七　法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以上のものとする。	**第十二条の十七の七**　法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶（陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以上のものとする。